

会員規約

(目的)

第1条 本規約は一般社団法人感動こども協会（以下「当協会」という）が認定する会員に対する規約として定めたものです。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は当協会に入会した者が、会員として行う一切の行為に適用します。

(会員)

第3条 当協会の会員は次の3種とし、当協会の事業目的に賛同し本規約を承諾することを条件とします。

- (1) 正会員① 感動会員「感動こども食堂」：当協会が認定する法人または個人
- (2) 正会員② スマイル会員「スマイルこども食堂」：当協会が認定する法人または個人
- (3) 賛助会員：当協会の事業を支援することを目的とした事業を行う法人

(入会金及び年会費等)

第4条 会員は当協会が別途定める入会金及び年会費等を納めるものとします。

- 2 前項の入会金は当協会への入会承認時に、その他の会費及びWEBコンテンツ配信費は一年分を一括して支払うか、月額支払いかを選択できるものとしますが、振込手数料は会員の負担とします。

(入会申込)

第5条 当協会に入会を希望する者は、当協会が別途指定する入会申込書に必要事項を記入のうえ、当協会宛に当該入会申込書を書面にて提出し、入会申し込みを行うものとします。

(入会審査)

第6条 入会申込があった場合は、当協会は入会審査のうえ社員総会の承認を持って入会承認をするか否かを決定し、当協会より申込者に対して承認の通知を行います。また、入会審査基準及び入会を拒否された場合の内容、理由等について当協会は公表いたしません。

(会員資格有効期間)

第7条 会員資格の有効期間は、入会又は更新した月を初月とした満12ヶ月を有効期間

とし、有効期間の終わりを迎える3ヶ月前までに当協会の定める方法により退会の意思が示されない場合は、同条件にて自動更新することとします。以降も同様とします。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は会員資格を喪失します。

- (1) 退会した場合
- (2) 除名された場合
- (3) 法人の会員にあつては、会員である法人が解散、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合
- (4) 当協会が解散した場合

2 会員は、前項各号によって会員資格が喪失しても、未納の年会費ほか当協会への債務がある場合は、その債務の支払いを完了しなければなりません。

(退会)

第9条 会員は、当協会に対し当協会が指定する退会届けを提出し、当協会が受理した後に退会することができます。但し、3ヶ月以上前に当協会に対し予告するものとします。

(除名)

第10条 当協会は会員が次の各号のいずれかに該当し、相当であると認めた場合、会員を事前予告なく除名することができます。

- (1) 当協会および当協会関係者の名誉やブランドを棄損、または当協会からの口頭または書面通知を問わず助言、指示、指導、警告等のいずれかに反する行為、あるいは当協会の目的に反する行為があった場合
- (2) 会員としての品格を損なう行為があった場合
- (3) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (4) 会費を2ヶ月以上滞納した場合
- (5) 会員の申し込み内容や届け出ている事項が事実と反する場合

2 前項の除名の決定は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができるものとします。

(変更の届出)

第11条 会員は、その氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、当協会への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく書面、電子メール等により変更手続を行うもの

とします。

- 2 当協会は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負いません。

(会員の権利)

第12条 正会員は、次にあげる事項についての権利を有します。

①感動会員

- (1) 当協会が主催するセミナー、イベント及びその他の活動への参加
- (2) こども食堂の運用のサポート（寄付金／物資の分配）
- (3) 「感動こども食堂」の屋号（当協会が指定する商標等を含む）の使用
- (4) 開設後の定期面談
- (5) イベントの支援
- (6) 補助金・助成金についての情報提供及びサポート
- (7) WEBコンテンツ配信

②スマイル会員

- (1) 当協会が主催するセミナー、イベント及びその他の活動への参加
- (2) こども食堂の運用のサポート（寄付金／物資の分配）
- (3) 「スマイルこども食堂」の屋号（当協会が指定する商標等を含む）の使用
- (4) 補助金・助成金についての情報提供及びサポート

(秘密情報及び個人情報保持)

第13条 会員は、本契約及び当協会の会員として知り得た情報及び個人情報について厳に秘密を保持し、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとし、その他の第三者に対し一切開示または漏洩してはならず、当協会の事業目的以外の目的に使用または流用してはなりません。

(禁止事項)

第14条 会員は、自ら又は第三者をして、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれのある行為をし、又はさせてはいけません。

- (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること
- (2) 本規約に違反する行為
- (3) 当協会の正常な運営を妨害する行為
- (4) 当協会又はその関係者を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 当協会又はその関係者の肖像権、プライバシー等の権利を侵害する行為

- (6) 当協会又はその関係者の知的財産権を侵害する行為
- (7) 当協会又はその関係者のその他権利利益を侵害する行為
- (8) ネットワークビジネス、マルチ商法、宗教活動その他当協会と無関係の団体、サービス、活動等への勧誘を目的とする行為
- (9) 当協会に対して事実と異なる内容の届出をする行為
- (10) 当協会と同様の協会の立ち上げ及び立ち上げや運営をサポートする行為
- (11) その他本協会が不適切と判断する行為

(損害賠償)

第 15 条 会員は当協会、または他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、当協会が請求するその損害の全てを直ちに賠償しなければなりません。

(反社会的勢力の排除)

第 16 条 会員は、その役員(取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう)又は従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力等」という)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとします。

- (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(免責)

第 17 条 当協会は当協会を通じて提供するサービス及び情報について、会員の特定の目的への適合性、商用的価値、正確性、有用性、完全性、適法性及び第三者の権利を侵害していないことについて、如何なる保証も行いません。

- 2 当協会は、当協会を通じて提供するサービス及び情報が会員の特定の利益その他

の経済的効果が生じることについて、如何なる保証も行いません。

- 3 当協会は、当協会の活動に関して、会員と他の会員又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争について一切関与せず、原因の如何を問わず、責任を負いません。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 18 条 本規約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し日本法に従って解釈されるものとします。

- 2 本規約から生じ、又は本規約に関連した係争については、その訴額により東京簡易裁判所又は東京地方裁判所のいずれかを第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本規約の追加・変更)

第 19 条 当協会は、必要に応じて本規約の内容を変更、追加または削除することがあります。

制定日：2023 年 08 月 04 日

改訂日：2023 年 09 月 28 日